

小中連携・一貫教育と「義務教育学校」

高橋 寛人

解説のポイント

- ①学校教育法の改正により、「1条校」に「義務教育学校」という新しい校種が加わり、平成28年度より発足した。義務教育学校には施設一体型だけでなく、施設隣接型、施設分離型もある。
- ②小中一貫教育校には、9年制の義務教育学校のほかに、併設型の小中学校、連携型の小中学校がある。
- ③学校制度の区分は児童生徒の発達段階に応じることが基本である。特に施設一体型の小中一貫教育校の設置には、慎重な検討が必要である。

1 小中一貫教育校

Q

「義務教育学校」や小中一貫教育校とは何ですか。

A

2015年6月の学校教育法改正で、義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が誕生し、学校教育法第1条に定める学校に加わった。新しい種類の学校の誕生である。義務教育学校の目的は、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すこと」である（第49条の2）。修業年限は9年であるが、義務教育学校の課程を6年の前期課程と3年の後期課程に区分するとしている（第49条の5）。教員は、小学校と中学校の免許状の両方を持っていないといけない（教育職員免許法第3条4項）。ただし、当分の間は、どちらか一方の免許状だけでよいとされて

いる（教育職員免許法附則第20項）。

校舎の敷地は1か所でなくてもよい。①施設一体型のほかに、②施設隣接型、③施設分離型がある。②は敷地が隣接している場合、③は校舎の敷地が複数あって隣接していない場合である。

市区町村立の義務教育学校は就学指定の対象である（学校教育法施行令第5条2項）。義務教育学校を設置するか否かは、自治体の判断に任されている。

2016年4月、公立22校の義務教育学校が誕生した。今後も公立114校、国私立5校が開校する予定という。

「義務教育学校」という名称は、法律上の学校の種類を表すものであり、個別の学校の具体的な名称を「義務教育学校」としなくてもよい。東京都品川区は、従来の施設一体型の区立小中一貫校6校を、2016年4月から義務教育学校としたが、6校とも校名は「義務教育学校」ではなく「品川区立〇〇学園」である。

文部科学省は「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について」の通知（2015年7月30日）で、義務教育学校は「9年間の教育課程において『4-3-2』や『5-4』などの柔軟な学年段階の区切りを設定することも可能である」と述べている。2016年4月以降の開校・開校予定の計136校（公立）を見ると、学年段階の区切りは「4・3・2」が57%で最も多いが、従来どおりの「6・3」も12%で2番目に多い。もっとも、前記通知は、「『学年段階の区切り』とは、前期課程、後期課程の目標を達成するための課程の変更を意味するものではなく、カリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な区切りを設定することを想定している」と述べており、分かりにくい。

学校教育法施行規則も改正され、小中一貫教育を行う学校として、義務教育学校のほかに、連携型小中一貫教育校と併設型小中一貫教育校を定めた。連携型小中一貫教育校は、設置者が異なる小学校と中学校において、各学校の設置者が協議して教育課程を編成し、連携して小学校と中学校の一貫性に配慮した教育を行うものである。併設型小中一貫教育校は、同一の設置者の下で、義務教育学校に準じて小学校と中学校の教育を一貫して行うものである。複数の小学校と中学校を接続させたり、学校運営協議会を小中合同で設置したり、小学校と中学校の全教職員を併任させたりすることも可能である。

2 小中一貫教育導入の理由

Q

小中一貫教育はなぜ導入されたのですか。

A

2014年12月22日の中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟

かつ効果的な教育システムの構築について」は、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付けること、そして、独立した小・中学校でも義務教育学校に準じて一貫教育を行えるようにすることを提言した。答申は、小中一貫教育の制度化の意義として、①教職員組織が9年間を通して一体性を保ち、教育活動を行うこと、②児童生徒集団が9年間を通して原則として同一又はそれに近い状態であること、③教育活動を9年間の系統性・連続性を意識して実施すること、④学校の管理運営を9年間の連続性・一貫性を踏まえた統一的なものとすることを挙げている。

制度化の目的としては、①組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）、②子供たちの社会性の育成機能の向上、③いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校・いじめの減少等）をはじめとする生徒指導上の諸問題の減少等を挙げている。

「中1ギャップ」とは何か。答申によれば、「いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学校1年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不応を起す」ことであるという。

しかし、文部科学省の国立教育政策研究所が2014年4月に作成した『「中1ギャップ」の真実』というリーフレットでは、「中1ギャップ」という用語に問題があると指摘されている。いじめや不登校は学校制度が原因ではない。中学校1年生で急増しているわけではなく、小学校段階から問題が始まっている場合が少なくないのだという。

答申はほかに、少子化が進んだ地域で小・中学校の児童生徒数が極端に少ない場合、小中一貫教育は集団規模を確保できることに言及している。

さて、答申はページ数にしてわずかではあるが、小中一貫教育を制度化したときの課題に言及している。第一は、児童生徒の人間関係が9年間固定化することである。第二は、小中一貫教育校が特別の教育課程で教育するために、転出入する児童生徒の適応が困難になることである。第三は、小学校高学年におけるリーダー性の育成が困難であることである。そして第四は、中学校の生徒指導上の問題の小学生への影響である。この第四の点が特に重大な問題であると考えられるが、これについては後述する。

3 世界の学校制度の発展の歴史

Q

諸外国での学校制度はどのように発展してきたのでしょうか。

A

ここで世界の学校制度の歴史について、大学の教職課程での授業を思い出してみよう。近代の学校制度はヨーロッパで始まり、義務教育の誕生によって、一般の民衆も学校に通うことが強制された。ただし、農民や工場労働者の子どもの学校は、貴族や地主、工場主などの子どもの学校とは別であった。同じ年齢の子どもでも、身分によって行く学校が異なっていたのである。これを複線型学校体系という。

このような不平等をなくすために、民衆の側から統一学校運動が展開され、ヨーロッパではおおよそ第二次世界大戦後に、初等教育段階では国民共通の小学校で学ぶように制度が改められた。小学校は同じになったが、中等学校は従来の身分に応じた学校が残って、進路が分かれていく。いわゆる分岐型学校体系である。大学に行くためには、昔からのエリート校に進学しなければならなかった。その後、中等学校段階の統一化が進んだ。ただし、その進捗は国によ

りかなり異なる。

他方、アメリカにはヨーロッパ社会で恵まれない階層の人々が渡ってきたので、身分と関わりのない学校制度が発展した。これは単線型学校体系といって、どの中等学校を卒業しても大学に進学することが可能であった。

日本の学校制度は、戦前は分岐型学校体系であった(図1)が、戦後、教育の機会均等を定める日本国憲法の下で単線型学校体系に改められた(図2)。このとき、アメリカの教育使節団も日本側の教育関係者も6・3・3・4制の採用を提唱したのである。

19世紀末頃まで、欧米では8・4制が多かった。しかし、20世紀に入る頃から、子どもの発達段階を考慮すると、児童期と青年期で分けるべきだとの考えが広まった。そこで、6・6制が普及する。その後、さらに青年期の前期と後期とを分けることが望ましいということになり、6・3・3制となったのである。つまり、6・3制の学校段階は、児童期と青年期という発達段階の大きな違いに応じているのである。6・3制をとらない国であっても、初等教育と中等教育を行う学校は異なっている。どの国も児童期と青年期で学校を分けているのである。

4 小中一貫教育校の問題点

Q

小中一貫教育校の原理的な問題点は何でしょうか。

施設一体型の義務教育学校や小中一貫教育校は、児童期と思春期の子どもが同一の空間で過ごすという点で、従来の学校にはほとんどなかった問題を生じることとなる。

小学生が使う校舎のトイレに吸い殻が落ちていて、中学生が小学生を恐喝する、中学生の男

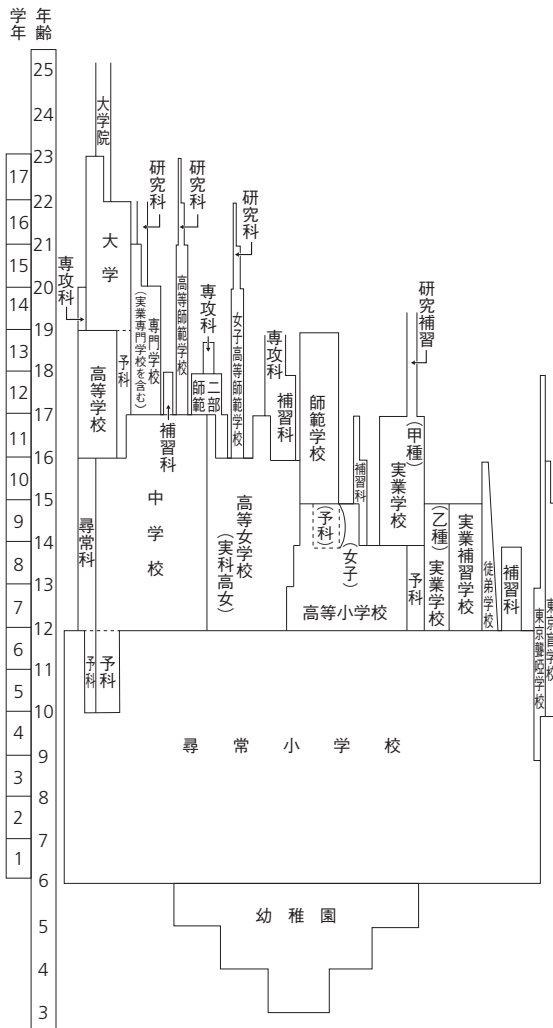


図1 学校系統図（大正8年）（文部科学省ホームページ内「学校系統図」をもとに作成。）

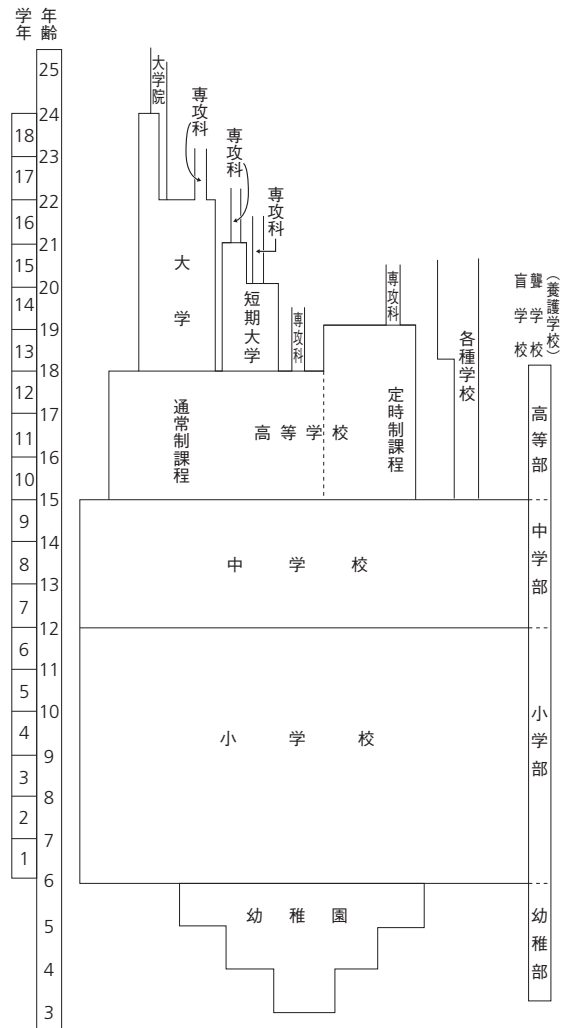


図2 学校系統図（昭和24年）（文部科学省ホームページ内「学校系統図」をもとに作成。）

子が小学生の女子に交際を迫る、小学生がたばこを吸ったり、成人向け雑誌を読んだりするなど、これまで例外だった事柄が珍しくなくなるだろう。正門でたむろしている変な格好の中学生が怖くて、ぴかぴかの1年生が学校に行けないといったケースも出てくるだろう。

これまでの施設一体型小中一貫教育校は、人口減少地域の学校か、または教育委員会が特に力を入れて設置したものがほとんどである。地方の人口減少地域で、統廃合によって小中一貫・義務教育学校とする場合は、学校の児童生

徒数が極端に少ないであろうから、このような問題は生じにくいだろう。しかし、都市部の場合は、特別小規模でない限り、問題が出てくる可能性が高い。小中学校の連携は必要であるが、小中学校の施設の一体化には慎重な検討が必要である。

【参考】

- 文部科学省「学校系統図」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318188.htm

（横浜市立大学教授 たかはしひろと）